

農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画の概要

1 武力攻撃事態等に備えた平素からの措置

- ・ 平素から、「農林水産省国民保護連絡会議」を設置、本省・地方農政局等の連絡体制・参集体制等を整備
- ・ 食料の供給体制の整備（米穀、食糧用小麦等の備蓄物資の供給体制の整備、食料調達の相互支援の促進のための都道府県からの相談受付）

2 武力攻撃事態等における措置

（１）活動体制の確立等

- ・ 農林水産大臣を長とする「農林水産省国民保護対策本部」を設置

（２）避難住民等の救援に関する措置

- ・ 都道府県による調達を支援するため、応急用食料を迅速かつ適切に供給（自ら備蓄しているものの供給、関係業者・団体への出荷要請等）
- ・ 応急仮設住宅に必要な資材について、関係団体等に用材等の供給を要請
- ・ 海外からの植物、畜産物、災害救助犬の支援の受入れに係る検疫の取扱いに特段の配慮

（３）武力攻撃災害への対処に関する措置

○生活関連等施設の安全確保

- ・ 毒薬、劇薬、生物剤、毒素等取扱所の管理者に対し、警備の強化の求め、使用の一時停止命令等の措置を実施
- ・ 農業用ダムにおける点検・監視体制の強化、必要最小限の貯水量の変更等の措置を実施

○NBC 攻撃等による汚染農林水産物及びその加工食品の安全確認等

- ・ 都道府県が実施する農林水産物及び加工食品の安全性確認調査に関し、食品安全委員会、厚生労働省等と連携の上、助言
- ・ 都道府県からの要請により、農林水産物等への汚染状況の分析、専門家の派遣等について支援
- ・ 関係省庁と協力し、必要に応じ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を関係機関に要請
- ・ 健康への影響、汚染食料品の生産の範囲等を国民に対して情報提供

○その他

- ・ 武力攻撃による海上油汚染災害、林野火災への対処
- ・ 要避難地域で飼育されていた家畜の保護等について、都道府県からの要請に基づき関係団体等に対する家畜の移動手段や飼料の確保の要請、情報提供等を実施

（４）国民生活の安定に関する措置

- ・ 食品等所管する生活関連物資等の価格・供給の安定に必要な措置を実施
- ・ 被災農林漁業者への資金の融通に関し必要な措置を実施

3 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

- ・ 農林水産大臣を長とする「農林水産省緊急処理事態対策本部」を設置